

税証明等交付請求書

糸島市長 様

		請求日	令和 年 月 日
請求者 (窓口に来られた人) ※本人確認書類 等が必要です。	住所	電話番号 — —	
	フリカ`ナ	生年月日	
	氏名	明大昭平令西暦 年 月 日	
証明等が必要な人との関係		本人・代理人(委任状等が必要です)・相続人・その他	
証明等対象者 (納税義務者) ※あてはまる□に✓を記入してください。 <input type="checkbox"/> 請求者と同じ (右欄記入不要) <input type="checkbox"/> 請求者と異なる (右欄記入必要)	住所 (所在地)	電話番号 — —	
	フリカ`ナ	生年月日(法人は不要)	
	氏名 (名称)	明大昭平令西暦 年 月 日	
	※法人の場合は、委任状等に代えて、右欄への代表者職印(登録印)の押印で請求できます。		印

何が必要ですか？

(必要とするものの番号に○、□に✓を、年度および件数を記入してください。裏面の使用目的もご記入願います。)

所得等に関する証明(注) ※4番窓口へ提出	1 所得・課税証明 (所得控除や課税額も必要な場合)	年度	件
	2 所得証明 (所得金額のみの証明)	年度	件
	3 所得証明 (児童手当用)	年度	件

(例) 令和3年中の所得(令和3年1月1日～12月31日)の場合は、「令和4年度」となります。
※外国人の方で、租税条約の適用を受けている方は1番窓口へお越しください。

固定資産税 (土地・家屋等) に関する証明等 ※右欄の番号8・10は2番窓口へ提出 8・10以外は4番窓口へ提出	4 資産証明 (糸島市外に住民登録の場合は住民票が必要です)	年度	件	※左欄の番号4～8で物件を指定する場合は、土地・家屋のどちらかに○をし、その所在・地番を記入してください。 土地 家屋
	5 評価証明	年度	件	
	6 公課証明	年度	件	
	7 地籍図謄写 (本人確認・委任状は不要)		件	
	8 土地・家屋台帳謄写 (本人確認・委任状は不要)		件	
	9 課税台帳兼名寄帳	年度	件	
	10 住宅用家屋証明 (本人確認・委任状は不要)		件	
納税に関する証明 ※4番窓口へ提出	11 法人市民税 (事業年度 ～)		件	
	12 <input type="checkbox"/> 市県民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税	年度	件	
	13 市税に滞納がないことの証明 <input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 酒類販売用 <input type="checkbox"/> 公益社団法人用		件	
その他の証明	14 その他 (具体的に)	年度	件	

●虚偽の請求は、法令により罰せられます。

(以下事務欄)

※赤字で記載

本人確認
<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> パスポート
<input type="checkbox"/> 在留・外登・永住
<input type="checkbox"/> 住基・マイナンバーカード
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 不要
確認番号

代理確認
<input type="checkbox"/> 委任状
<input type="checkbox"/> 権限証書
<input type="checkbox"/> 申立書
<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 不要

連絡事項	
本人確認	確認者
市民課	
税務課	
収税課	

市民税	300円	件
固定資産税	10円	件
	200円	件
	300円	件
	1,300円	件
収税	300円	件
手数料徴収合計件数		件

受付番号

使用目的（提出先）

（番号を○でかこんでください。）

- 1 金融機関等提出
- 2 事業所(会社等)提出
- 3 保険証手続きのため
- 4 児童手当申請
- 5 (特別)児童扶養手当申請
- 6 保育所申込用添付書類
- 7 奨学金手続き、学校提出
- 8 年金裁定請求添付資料
- 9 年金免除申請
- 10 入札(指名願)申請
- 11 保健福祉事務所(保健所)提出
- 12 登記のため
- 13 公営住宅手続き
- 14 弁護士、司法書士、裁判所提出
- 15 その他()

◆ 固定資産税に関する諸証明の添付書類

1 公課証明

不動産強制競売の場合などにより委任状を省略して代理人が請求できる場合があります。
証明対象者と代理人との関係で添付書類が変わりますのでご相談ください。

2 住宅用家屋証明 ※下記の添付書類はいずれも写しでも可。

<新築されたもの>

住宅用家屋証明申請書、登記完了証・書面申請による登記の場合は表示登記の登記申請書
もしくは登記事項全部証明書、建築確認済証または検査済証、住民票の写し、家屋求積図

<長期優良住宅の場合>

上記<新築されたもの>の添付書類一式、長期優良住宅認定申請書及び認定通知書

<認定低炭素住宅の場合>

上記<新築されたもの>の添付書類一式、低炭素建築物新築等計画認定申請書及び認定
通知書

<新築後使用されたことのないもの>

上記<新築されたもの>の添付書類のほか、家屋未使用証明書、譲渡証明書等

<中古住宅>

住宅用家屋証明申請書、登記事項全部証明書、売買契約書、住民票の写し
昭和57年1月1日より前に建築された家屋は耐震基準適合証明書

☆ 未入居の場合は、申立書及び現住家屋の処分方法を明確にする書類
(現住家屋の売買契約書、賃貸契約書等)